

監護相当・生計費の確認書記入例

監護相当・生計費の負担についての確認書

出雲市長 様

私は、以下に記載する者(注)について、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をし、かつ、その生計費を負担していることを下記のとおり申し立てます。
申立てが真正であることの証明を求められた場合は、関係する書類を提出します。

注 18歳になった日以後の最初の3月31日を経過した後から22歳になる日以後の最初の3月31日までの間(高校卒業から大学生年代)にある者のうち、施設等に入所等していない者

フリガナ 氏名		生年月日		住所													
イズモ イチロウ		平成 17 年 4 月 1 日		広島市〇〇区△△町123番地 □□アパート401号室													
出雲 一郎																	
個人番号		続柄	職業等(いずれかに○)※	通学先(学生の場合のみ)	卒業予定時期(学生の場合のみ)												
2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	子	<input checked="" type="radio"/> 学生	就業中	その他	****大学	令和 10 年 3
申立人による監護相当の状況(いずれかに○)						申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○)											
<input checked="" type="radio"/> 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている <input checked="" type="radio"/> 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である <input type="radio"/> 3.その他()						<input checked="" type="radio"/> 1.生活費(食費、家賃等) <input checked="" type="radio"/> 2.学費 <input type="radio"/> 3.その他()											
フリガナ 氏名		生年月日		住所													
		平成 年 月 日															
個人番号		続柄	職業等(いずれかに○)※	通学先(学生の場合のみ)	卒業予定時期(学生の場合のみ)												
3			学生	就業中	その他	令和 年 月											
申立人による監護相当の状況(いずれかに○)						申立人による生計費の負担の状況(該当するものすべてに○)											
<input type="radio"/> 1.同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている <input type="radio"/> 2.別居しているが、定期的な連絡・面会等をしており、監護相当である <input type="radio"/> 3.その他()						<input type="radio"/> 1.生活費(食費、家賃等) <input type="radio"/> 2.学費 <input type="radio"/> 3.その他()											

18歳になる年度末～22歳になる年度末まで(高校卒業～大学生年代)のお子さんの氏名・生年月日・住所・続柄を記入してください。
★市外で別居している場合
・お子さんの個人番号(マイナンバー)を記入してください。
・お子さんのマイナンバーカード両面のコピーを添付してください。

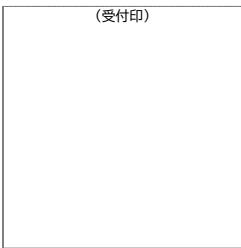
お子さんの職業等に○をつけてください。
「学生」の場合は、通学先(学校名)と卒業予定時期を記入してください。学部・学科名・学年等は記入不要です。

お子さんの監護(養育)相当の状況について、当てはまるものに○をつけてください。

お子さんへ負担している費用について、当てはまるものすべてに○をつけてください。

確認書の記入日、児童手当の請求者または受給者(認定請求書または額改定届と同じ方)の住所、氏名を記入してください。

記載内容について上記のとおり相違ありません。
令和 6 年 8 月 1 日
【申立人】(児童手当の請求者・受給者)
住所 出雲市 今市町70番地 〇〇アパート101号室
氏名 出雲 太郎



★この確認書の提出が必要なのは、支給対象児童(0歳～18歳)のほかに高校卒業～大学生年代のお子さん(同居・別居を問いません)がおり、子の人数が計3人以上の場合のみです。
★お子さんへの経済的負担について、確認書の提出時には資料等の添付は不要ですが、提出後、費用負担について確認資料の提出をお願いする場合があります。

この確認書は、18歳になった日以後の最初の3月31日を経過した後22歳になる日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、以下①～③を除いた者について記載してください。
① 児童福祉法に規定する延長者
② 児童自立生活援助を受けている者(2か月以内の期間を定めて行われる援助を除く。)
③ 母子生活支援施設、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設又は女性生活支援施設に入所又は入院している者(2か月以内の期間を定めて行われる入所を除き、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属する者に限る。)

記入例のため朱書きしています。提出いただく際は、黒のボールペンで記入してください。